

## ○香川県建築設計業務等積算基準

### (目的)

第1 この基準は、香川県の建築物及びその附帯施設（以下「県有施設等」という。）に係る設計業務等（建築物の設計、工事監理、地質調査、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

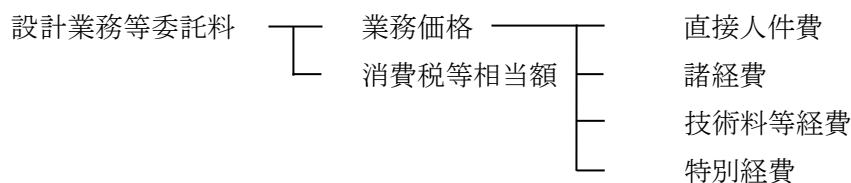
### (適用基準等)

第2 県有施設等に係る設計業務等における委託料の算定に関する基本的事項については、この基準の定めによるほか「官庁施設の設計業務等積算基準」（以下「国の基準」という。）、「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下「国の積算要領」という。）及び「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について」を準用する。

なお、これによりがたい場合は、調査職員との協議による。

### (設計業務等委託料の構成)

第3 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



### (設計業務等委託料を構成する費用の内容)

#### 第4 費用の内容

##### (1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間あたりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

##### (2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に付随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

（設計業務等委託料の積算）

第 5 設計業務等委託料は次式により積算するものとし、具体的な積算方法については、国の基準及び国の積算要領の定めによる。

$$\begin{aligned} & \text{（設計業務等委託料）} = \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} \\ & + \text{（特別経費）} + \text{（消費税等相当額）} \\ & = \text{（業務価格）} + \text{（消費税等相当額）} \end{aligned}$$

(1) 新築工事の設計業務

建築物の新築工事の設計を委託する場合は、国の積算要領第 2 章 2. 設計業務に関する算定方法 1（床面積に基づく算定方法）による。

(2) 改修等工事の設計業務

改修工事、外構工事、とりこわし工事等（以下「改修等工事」という。）、成果品の図面目録をあらかじめ想定して行う実施設計を委託する場合の設計業務委託料は、国の積算要領第 2 章 3. 設計業務に関する算定方法 2（図面目録に基づく算定方法）による。

(3) 耐震改修設計業務

建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計を委託する場合の設計業務委託料は、国の積算要領第 2 章 4. 耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）による。

(4) 設計意図伝達業務

設計意図伝達業務を設計業務等の受注者に委託する場合の業務人・時間数は、国の積算

要領第2章5. 設計意図伝達業務に関する算定方法による。

(5) 工事監理業務

工事監理業務を委託する場合の委託料は、国の積算要領第2章6. 工事監理業務に関する算定方法による。

(6) 耐震診断業務

耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合の業務委託料は、国の積算要領第2章7. 耐震診断業務に関する算定方法による。

（設計業務等委託料を構成する費用の算定）

第6 費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

※業務価格のうち、課税対象分とする。

（地質調査）

第7 地質調査業務を委託する場合の委託料は「設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）」第2編 地質調査業務の定めによる。

附 則

1. この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。